

令和3年12月7日

南風原町議会

議長 玉城 勇 殿

提出者

南風原町議会議員 赤嶺 奈津江



賛成者

南風原町議会議員 知念 富信



浦崎 みゆき



金城 好春



大城 毅



照屋 仁士



石垣 大志



南風原町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第一項及び第二項の規定により提出する。

(提案理由)

平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、議員が活躍しやすい環境整備として議会への欠席事由の整備と規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、請願手続きについて、請願者の利便性の向上を図るための改正する必要があるため提案する。

## 南風原町議会会議規則の一部を改正する規則

南風原町議会会議規則（昭和62年南風原町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

南風原町議会会議規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、押印しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

